

国立大学法人静岡大学 ABS 指針マネジメント運営に関する取扱いについて

平成30年11月12日

研究戦略室

(趣旨)

第1条 国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、本学における遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識（以下「遺伝資源」という。）の取扱いについて適切にマネジメントを行うことで国が定めた ABS 指針を遵守し、もって生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資することにより、本学の教育研究の健全な発展を図るものとする。

(目的)

第2条 この規則は、本学の教職員等が海外からの遺伝資源取得に際して、本学における ABS 指針の遵守のために必要なマネジメントに関する事項を定める。

(定義)

第3条 この規則において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の役員
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の客員教員
- (4) 本学の研究員及び派遣職員

2 この規則において「ABS 指針」とは、海外からの遺伝資源取得に際して、国が定める遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益の配分 (Access and Benefit-Sharing (ABS)) に関する指針（平成 29 年 5 月 18 日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 1 号。）をいう。

3 この規則において「ABS 指針マネジメント」とは、本学の教職員が海外からの遺伝資源取得の状況を適切に把握・管理し、ABS 指針を遵守させるのために必要な手続きを行うことをいう。

(ABS 指針マネジメントの対象)

第4条 ABS 指針マネジメントは、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 教職員等が本学に持ち込む海外から遺伝資源
- (2) 海外からの研究者や留学生の受け入れに際して本学に持ち込まれる遺伝資源
- (3) その他、次条に定める ABS 指針マネジメント専門部会が対象とすることを定めた遺伝資源

(最高管理責任者)

第5条 ABS 指針マネジメントの最高管理責任者は研究戦略室長とする。

2 最高管理責任者は本学における ABS 指針マネジメントを統括し、遺伝資源の取得又は遺伝資源の取得に起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(ABS 指針マネジメント専門部会)

第 6 条 静岡大学研究戦略室規則第 14 条にもとづき、教職員等の海外からの遺伝資源取得の状況を適切に把握・管理し、ABS 指針を遵守するため、最高管理責任者の下に、ABS 指針マネジメント専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(専門部会の業務)

第 7 条 専門部会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 取得する遺伝資源が ABS 指針の対象に適用されるものかどうかの判断に関する事。
- (2) 遺伝資源が適法に取得されたものかどうかの確認及び環境大臣への報告に関する事。
- (3) 遺伝資源に係る提供国法令の違反の申立てに対する情報提供の協力に関する事。
- (4) 環境大臣からの遺伝資源の利用に関連する情報の提供の求めに関する事。
- (5) 遺伝資源の利用者への指導又は助言に関する事。
- (6) 本学における遺伝資源の取扱いに係る業務を行う関係部局等への指導、助言に関する事。
- (7) 遺伝資源の取得手続及び ABS 指針の遵守に関する教育、普及啓発に関する事。
- (8) その他 ABS 指針のマネジメントに関する事。

2 専門部会は、前項各号の実施に当たっては、必要に応じその経過及び結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者からの指示があるときはその指示に従わなければならない。

3 最高管理責任者は、必要に応じ経過及び結果を学長に報告しなければならない。

(専門部会の組織)

第 8 条 専門部会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 研究戦略室長が指名する理事又は副学長
- (2) 理学部・農学部を含む教員若干名
- (3) 国際連携推進機構の教員 1 名
- (4) イノベーション社会連携推進機構の教員 1 名
- (5) 学術情報部長
- (6) その他学長が必要と認めた教職員

2 前項 2 号に掲げる部会員は、部局等からの推薦を受け研究戦略室長が指名する。

3 第 1 項の部会員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 第 1 項の部会員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会長)

第9条 専門部会に専門部会長を置く。

2 専門部会長は、研究戦略室長により、前条第1項1号の部会員をもって指名し、任命する。

(専門部会の開催)

第10条 専門部会長は、第7条に規定する業務を行うため必要のあるときは、専門部会を招集し、その議長となる。

2 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長の指名した部会員がその職務を代行する。

3 専門部会長は、必要に応じて、学内外の関係者を専門部会に出席させることができる。

4 専門部会の議事は、出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(相談窓口の設置)

第11条 ABS 指針マネジメントを円滑に実施するため、イノベーション社会連携推進機構に相談窓口を設置し、教員を配置する。

(遺伝資源の取得及び利用)

第12条 教職員等が遺伝資源を取得し、利用するために必要な手続きは、別に定める。

(アドバイザリーボード)

第13条 専門部会は、別に定める「静岡大学における海外からの遺伝資源取得に関するガイドライン」により設置されるアドバイザリーボードに、意見、指導、助言を求めることができる。

(守秘義務)

第14条 第8条第1項に掲げる者は、遺伝資源に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。専門部会の業務に携わらなくなった後も、同様とする。

(事務)

第15条 専門部会の事務は、関係部局等の協力を得て、学術情報部産学連携支援課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、専門部会の管理運営に関し必要な事項は、研究戦略室が定める。